

議案第 21 号

三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町心身障害者医療費助成条例（昭和 48 年 9 月三宅町条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

平成 31 年 3 月 4 日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

三宅町心身障害者医療費助成条例（昭和48年9月三宅町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「未就学児」とは、1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。

第2条第2項中「第1項第1号」を「第1条の2及び第2条第1項第1号」に改める。

第3条中「を対象者に支給して行うものとする。」を「について行うものとする。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（助成の方法）

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 対象者が未就学児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三宅町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

三宅町心身障害者医療費助成条例(昭和48年三宅町条例第15号)新旧対照表

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第1条の2 この条例において「未就学児」とは、<u>1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u> 2 この条例において「審査支払機関」とは、<u>奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金奈良支部をいう。</u> （助成要件） 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)で、かつ、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 (1) 町内に住所を有する1歳以上の者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第1	（目的） 第1条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。 （助成要件） 第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)で、かつ、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。 (1) 町内に住所を有する1歳以上の者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第1

5条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳(当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。)の交付を受け、その程度がA1若しくはA2の者

- 2 第1条の2及び第2条第1項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)について行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担金額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額、その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 町長が別に規則で定める額

(助成の方法)

5条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級若しくは2級である者又は奈良県の療育手帳(当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。)の交付を受け、その程度がA1若しくはA2の者

- 2 第1項第1号の場合において、1歳以上の者とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日以降の者とする。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担金額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額、その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 町長が別に規則で定める額

第3条の2 前条に規定する助成金は、規則に定めるところにより、対象者からの申請に基づいて支給する。

2 対象者が未就学児にあつては、前項の規定にかかわらず、医療機関等から提供される情報に基づき審査支払機関から町長に当該給付に要した費用の額その他助成金の算定に必要な事項が報告されたことをもって、同項の規定による対象者からの申請があつたものとみなす。

3 町長は、前項の報告に基づき、審査支払機関から助成金に係る請求があつた場合は、対象者に代わり審査支払機関を通じて医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、第1項の規定にかかわらず、対象者への助成があつたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三宅町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

